

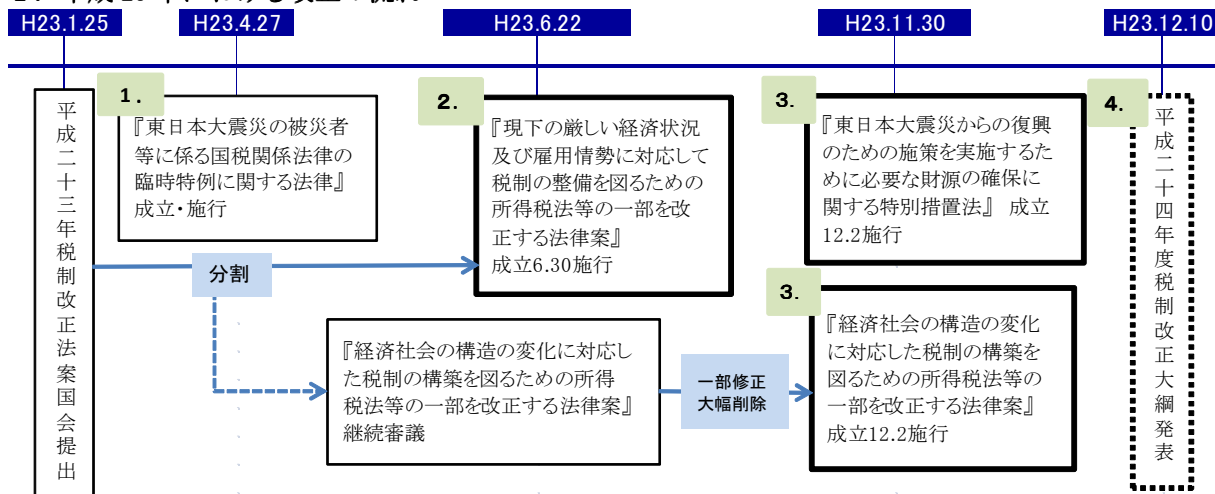
《会計・税務の知識》 平成 23 年における税制改正

平成 23 年は、例年であれば 3 月末までに成立する税制改正法案は、東日本大震災の影響及び政局の混迷により成立しませんでした。

しかし、6 月と 11 月の平成 23 年税制改正の部分的な成立及び平成 24 年改正案への持ち越し、復興財源確保法成立による臨時増税案の成立など、税制改正の流れは例年になく複雑なものとなりました。

今回は、平成 23 年税制改正大綱発表から平成 24 年度税制改正大綱発表までの一年間の流れを整理するとともに、それぞれの主要な改正項目（平成 24 年改正大綱については法案段階です。）について整理します。なお、本稿においては主要項目のみを列挙していることにご留意ください。

1. 平成 23 年における改正の流れ



2. 各改正の主要項目

	改正	税目	項目	内容	税額の影響
1	平成23年4月27日成立	所得税	寄附金控除限度の拡大	震災関連寄附金に関して、寄附金控除限度を総所得金額等の80%へ拡大	減
2	平成23年6月22日成立	法人税	雇用促進税制の創設	従業員数が、前期比10%以上かつ5人以上の増加で一定の場合に税額控除（1人あたり20万円）	減
		所得税	生命保険契約に係る一時所得の必要経費からの除外	給与課税されていない会社負担分の保険料を必要経費から除外	増
		所得税	大口株主等の要件の見直し	上場株式等に係る特例対象外となる保有割合を5%以上から3%以上へ引下げ	増
		所得税	上場株式等の軽減税率延長	平成25年まで2年延長	減
3	平成23年11月30日成立（復興財源確保法）	法人税	復興特別法人税	3年間法人税額の10%を加算	増
		所得税	復興特別所得税	平成49年まで、所得税額の2.1%を加算	増
	平成23年11月30日成立（平成23年度改正）	法人税	法人税率の引下げ	復興特別法人税考慮後で、通常28.05%	減
		法人税	欠損金控除限度設定	中小法人等以外の場合、所得の80%を限度	増
		法人税	欠損金の繰越期間延長	7年→9年	減
4	平成24年度税制改正大綱	所得税	給与所得控除の上限設定	給与収入1500万円超の場合245万円を上限	増
		所得税	勤続5年以下役員等の退職所得優遇廃止	退職所得控除額除後の1/2とする優遇措置を廃止	増
		贈与税	住宅取得等資金贈与の非課税措置延長	平成26年まで3年延長（適用年により限度額は通減）	減
		所得税	国外財産調書制度の創設	5千万円超の国外財産所有の場合、確定申告時に調書を提出	-

3. 結び

平成 23 年度税制改正案における未成立の事項のうちの一部が 24 年度大綱に盛り込まれ、23 年改正案の主要項目だった相続税・贈与税等の税率構造の見直し等は、消費税の税率見直しを含む社会保障と税の一体改革等に盛り込まれることになりました。（担当：山田 慶）